

## 今後のスケジュール等

## ① 神奈川県知事への報告等（3月下旬）

災害対策基本法 第四十二条第5項に基づき、本計画改定の旨を報告します。

報告の後、神奈川県防災会議の意見聴取を経て、必要に応じて助言等がなされます。

助言等があった場合、次期改定の際、反映等を実施します。

## 【参考】

災害対策基本法 第四十二条 ～中略～

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

## ② 改定に伴う周知（3月下旬）

## (1) 市ホームページ等への掲載

本計画改定の概要及び計画本編を市ホームページへ掲載します。（ダウンロード可）

また、「広報ざま」を活用し、広く市民等に周知を行います。

なお、本計画については、市役所をはじめ、市内公共施設に配架します。

## (2) 座間市議会への報告

改定の旨について、市議会へ報告します。

## ③ 防災会議委員への報告（4月上旬）

上記、①及び②を実施後、その旨について委員皆様に報告します。

## ④ 次年度以降について

災害対策基本法 第四十二条第1項において、地域防災計画については、毎年検討するよう定められていることから、適切な時期を捉え、委員皆様に御検討いただく予定です。

## 【参考】

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。～中略～